

# 平成31年度 市民税・府民税 申告の手引き

## 大阪市 市税事務所

大阪市税務行政につきまして、日頃よりご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。  
個人市・府民税は、日常生活に欠かすことのできない様々な行政サービスを提供するための財源として、広く市民の皆さまにご負担いただく大切な税金です。  
この手引きをご覧いただき、同封の市民税・府民税申告書に必要事項をご記入のうえ、申告期限までにご提出ください。

### 申告書を提出する必要がある方

平成31年1月1日現在、大阪市内にお住まいの方で、平成30年中(平成30年1月1日～平成30年12月31日)に所得があった方のうち、次のいずれかに該当する場合は申告が必要です。

- ① **営業等・不動産・配当による収入(所得)や、その他の収入(所得)があった場合** ※各種所得の詳細は裏面「収入(所得)の種類」欄をご覧ください。  
平成30年中に、次の収入(所得)などがあった場合は申告が必要です。  
収入(所得)の例  
●個人事業による契約報酬や、事業でない程度の高稿・作曲・デザイン等の報酬、講演料、FXによる差益、インターネット広告料などがあった場合  
●非上場株式の配当、大口株主が受ける上場株式等の配当(所得税の源泉徴収税率が20.42%のもの)があった場合  
●生命(損害)保険契約に基づく年金、一時金や満期返戻金があった場合  
●国、地方公共団体(府・市)、その他の団体からの手当や補助・給付金を受けた場合(非課税規定のあるものを除く)
- ② **会社等にお勤めで給与収入(所得)があった方で、次のいずれかに該当する場合** ※パート・アルバイトの方を含みます。  
●給与収入のほかに、上記①の各種所得があった場合(上記①の各種所得の合計額が20万円を超える場合は所得税等の確定申告が必要です。)  
●平成30年中に会社等を退職された場合  
●勤務先から大阪市内に給与支払報告書が提出されていない場合(勤務先に提出状況をご確認ください。)  
●医療費控除、寄附金税額控除などの控除を受ける場合  
(注)勤務先で年末調整を受けておられない場合や、控除の追加により所得税等の還付を受ける場合は、確定(還付)申告が必要です。
- ③ **公的年金等を受給されている方で、次のいずれかに該当する場合**  
●公的年金等収入のほかに、上記①の各種所得があった場合(上記①の各種所得の合計額が20万円を超える場合は所得税等の確定申告が必要です。)  
●還付される所得税等がない場合など、個人市・府民税だけで医療費控除、生命・地震保険料控除、配偶者特別控除、寄附金税額控除などを申告する場合  
(注)公的年金等の収入金額が400万円以下の方で、公的年金等以外の所得金額が20万円以下の場合は、所得税等の確定申告が不要です。  
ただし、公的年金等から所得税等が源泉徴収されている方で、所得税等の還付を受ける場合は、確定(還付)申告が必要です。

《給与または公的年金等以外の所得が20万円以下の方は、所得税等の確定申告は不要ですが、個人市・府民税の申告は必要です。》

(注1)分離課税の所得等がある方は、お住まいの区を担当する市税事務所市民税等グループまでお問い合わせください。

(注2)個人市・府民税の申告をされた方は、事業税の申告をする必要はありません。

(注3)申告がない場合は、後日、所得状況等の調査を行う場合があります。

### 申告書を提出する必要がある方

#### ■所得税の確定申告書を提出された方

※ただし、上場株式等の譲渡または配当等に係る所得について、所得税と個人市・府民税において異なる課税方式を選択される場合は、申告書と付表(課税方式選択用)をご提出ください。

■給与収入(所得)のみで、勤務先から大阪市内に給与支払報告書が提出されている方(勤務先に提出状況をご確認ください。)

■公的年金等収入(所得)のみで、その他に所得がない方(上記の③に該当する方は申告が必要です。)

■前年中の合計所得金額が、次の算式で求めた額以下である方(個人市・府民税が非課税となる方)

●扶養親族等(同一生計配偶者を含む)がいない場合…35万円(給与収入の場合、年収100万円)

●扶養親族等(同一生計配偶者を含む)がいる場合…35万円×(本人+扶養親族等)の人数+21万円

### お願い

平成30年中に所得がなかった方や個人市・府民税が非課税となる方でも、国民健康保険に加入されている場合や福祉・公営住宅・教育関係の制度などにおいて所得の申告が必要な場合、課税(所得)証明書が必要な場合などは、個人市・府民税の申告が必要です。

なお、申告の際には、申告書裏面下の「収入(所得)」がなかった方の記載欄にも必要事項を記入してください。

### 申告に必要なもの

- ① 市民税・府民税 申告書(申告書は、市税事務所にも用意しています。また、大阪市ホームページにも掲載しています。)
- ② 印鑑
- ③ 平成30年中の収入や必要経費などがわかるもの  
●給与所得の源泉徴収票(コピー可) ※源泉徴収票がない場合は給与明細、支払証明書など  
●公的年金等の源泉徴収票(コピー可)  
●その他、所得金額の計算に必要な収入金額および必要経費がわかる書類など
- ④ 各種控除に必要な領収書、証明書など(平成30年中に支払ったもの) ※詳細は裏面「所得控除の種類・金額」欄をご覧ください。  
●社会保険料控除…健康保険料等は領収書など、国民年金保険料・国民年金基金の掛金は控除証明書  
●医療費控除…支払日、支払額などを記載した明細書、医療費通知書、医療機関の領収書など  
●生命保険料控除・地震保険料控除…保険会社等が発行する控除証明書  
●障がい者控除…障がいの種別および等級(程度)のわかる各種手帳(コピー可)や、障がい者控除対象者認定書(各区保健福祉センター交付)など  
●寄附金税額控除…寄附先の団体などから交付された寄附金の受領証など
- ⑤ 個人番号の確認書類(個人番号を記入する場合のみ)  
●個人番号カード(マイナンバーカード)  
●または、通知カード(または個人番号が記載された住民票の写し)と顔写真付き証明書(運転免許証、パスポート、障がい者手帳等)  
その他の確認書類については、お住まいの区を担当する市税事務所市民税等グループまでお問い合わせください。

### 申告書の提出先

平成31年1月1日現在お住まいの区を担当する市税事務所(送付封筒右下に記載)へ郵送などにより提出してください。

※郵送で提出される場合は、同封の返信用封筒に切手を貼り、記入・押印した申告書と必要な書類(上記に記載の書類)を同封してお送りください。  
なお、申告書の控えが必要な場合は、ご提出いただいた申告書のコピーを返信しますので、返信用の封筒(住所・氏名を記入して82円切手を貼ったもの)を同封してください。(注)返信用の封筒が同封されていない場合や82円切手が貼られていない場合は、返送できませんのでご注意ください。

市民税・府民税申告書の記載例を大阪市ホームページに掲載しています。また、ホームページにて必要事項を入力し、印刷した市民税・府民税申告書を提出することもできます。

ぜひ、ご利用ください。

〈インターネットで検索 大阪市 市民税申告書 検索〉

### 個人市・府民税の種類・税率と納税義務がある方

個人市・府民税は、均等の税額によって広く課税される均等割と前年の所得金額に応じて課税される所得割があり、それぞれの税率と納税義務がある方は、次のとおりとなっています。

種類	税率(額)		納税義務がある方(基準日:1月1日現在)	
	市民税	府民税	市内にお住まいの方	市内に事務所・事業所または家屋敷がある方で、その区内にお住まいでない方
均等割※	3,500円	1,800円	○	○
所得割	8%(総合課税分)	2%(総合課税分)	○	—

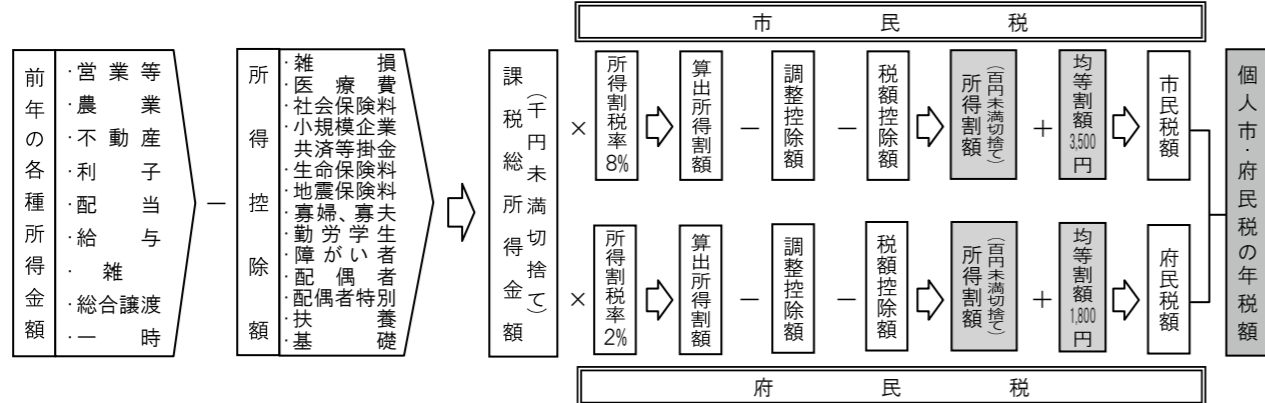
※平成26年度から平成35年度までの期間は、全国的に実施する防災のための施策に要する費用の財源として、個人市民税と個人府民税の均等割の税額がそれぞれ500円ずつ加算されています。また、大阪府では、平成28年度から平成31年度までの4年間、森林の有する公益的機能を維持増進するための環境の整備に係る施策に必要な財源(森林環境税)を確保するため、個人府民税の均等割の税額に300円が加算されます。

#### 【個人市・府民税が課税されない方】

- 1月1日現在、生活保護法の規定による生活扶助を受けている方
- 1月1日現在、障がい者・未成年者・寡婦または寡夫で、前年の合計所得金額が125万円以下の方(給与収入の場合:年収2,044,000円未満)
- 前年の合計所得金額が次の金額以下の方
  - ・扶養親族等(同一生計配偶者を含む)がいない場合…35万円(給与収入の場合:年収100万円)
  - ・扶養親族等(同一生計配偶者を含む)がいる場合…35万円×(本人+扶養親族等)の人数+21万円

### 税額の計算方法(総合課税)

税額の計算方法を図に表すと次のようになります。



(注)分離課税の対象となる所得がある場合は異なります。

### 申告に関する留意事項

#### 株式等に係る譲渡・配当等に係る所得がある方

①非上場株式の配当・大口株主が受ける上場株式等の配当(所得税源泉徴収税率が20.42%のもの)  
所得税とは異なり、金額の多少に関わらず総合課税の対象となりますので個人市・府民税の申告が必要です。

(注)大口株主分…発行済株式数の3%以上に相当する数または金額の株式等を保有するもの

②上場株式等の譲渡所得(特定株式等譲渡所得)および配当等(特定配当等)について

特定株式等譲渡所得または特定配当等を受け取る際に、道府県民税譲渡所得割・道府県民税配当割(5%特別徴収)として、所得税(15.315%源泉徴収)とあわせてすでに徴収されていますので、申告は不要です。ただし、所得控除等の適用を受けるために、総合課税または分離課税を選択して申告することができます。

#### ＜上場株式等の譲渡・配当等に係る所得に対する課税方式について＞

上場株式等の譲渡所得に対する課税方式については、申告不要・分離課税より選択でき、上場株式等の配当等に対する課税方式については、申告不要・総合課税・分離課税より選択できます。申告された場合、特別徴収された株式等譲渡所得割額に相当する額および道府県民税配当割額に相当する額を所得割額から税額控除し、控除しきれない額は均等割額または市税未納税額に充当もしくは還付されます。また、申告された場合の上場株式等の譲渡・配当等に係る所得は、総所得金額及び合計所得金額に算入され、扶養控除や配偶者控除の適用、非課税判定、国民健康保険料等の算定に影響する場合がありますので、ご注意ください。

#### ＜所得税と住民税において異なる課税方式を適用する場合＞

上場株式等の譲渡・配当等に係る所得については、例えば、所得税では分離課税、住民税では申告不要とするなど、異なる課税方式を選択することが可能です。選択する場合は、納税通知書(給与から税金が差し引かれる方は会社を通じて送達される通知書)が送達されるまでに、確定申告書とは別に市民税・府民税申告書及び市民税・府民税申告書付表(課税方式選択用)をご提出ください。申告書等への記載方法および申告書等の様式については、大阪市ホームページをご覧ください。

〈インターネットで検索 大阪市 課税方式の選択 検索〉

### 医療費控除を申告される方

医療費控除の申告については、平成30年度より医療費の明細書に必要事項を記載して提出いただくことで領収書の添付は不要です。なお、医療費の領収書は、5年間保管する必要がありますので、大切に保管願います。